新公審查答申(個)第43号令和5年9月14日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会 会 長 菊 池 弘 之

審査請求に関する諮問について (答申)

令和5年3月17日付け、新行経第553号で諮問のあった件について、次のとおり 答申する。

#### 第1 審査会の結論

新潟市長(以下「実施機関」という。)が、令和3年9月16日付け新市情第4 5号の2により行った非開示決定は妥当である。

#### 第2 審査請求の経過

# 1 個人情報の開示請求

令和3年9月3日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、実施機関に対し、令和3年9月3日までに実施機関が対応した事は、5年間閲覧出来る問題を説明対応してもらう私の権利の手続き(以下「本件請求保有個人情報」という。)の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

#### 2 実施機関の決定

令和3年9月16日、実施機関は、本件請求保有個人情報について、令和3年8月27日付け個人情報一部開示決定通知書の「(担当 総務部総務課)」の記載がないもの(以下「本件対象保有個人情報」という。)と特定し、本件請求に係る文書は作成しておらず、個人情報を保有していないとして、非開示決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

令和3年9月30日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

## 4 諮問

令和5年3月17日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査 会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。 「実施機関は私の説明を無視する為か、補正を無視し、間違った弁明書の送付及 び反論書等の提出についてとしわざとと考えられる。間違った公文書で日付が間違 っているのに補正しないで、私が抵抗出来ないように一方的に無視、記載内容を変 更しましたと再送付すると補正しないで弄ぶ処分。

手続を無視した対応をする実施機関は、人道的立場の第三者であるべき。私は新 潟市民なのに、教唆・幇助と知りながら抵抗できない一方的な処分を取消せ。」 なお、審査請求人から反論書の提出はない。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

個人情報開示請求の際、窓口にて担当者が請求人の請求内容に関し、処分担当課に何を求めているのか確認したところ、本件決定通知書記載の令和3年8月27日付け個人情報一部開示決定通知書で「(担当 総務部総務課)の記載がないもの」を請求していると聞き取りした。当課においてそのような通知書は作成しておらず、請求に係る個人情報を保有していないことから、本件決定を行ったもの。

### 第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件対象保有個人情報に係る文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報について

当審査会は、本件の個人情報開示請求書(以下「本件請求書」という。)及び審査請求書を見分したが、本件請求保有個人情報が不明であったため、改めて実施機関に対して、本件請求保有個人情報をどのように特定したのかを確認した。

実施機関からは、審査請求人が本件請求書を窓口に提出する際、令和3年8月27日付けの個人情報一部開示決定通知書(以下「対象通知書」という。)にある「(担当総務部総務課)」(以下「担当課名」という。)が記載されていない対象通知書が本件対象保有個人情報であると審査請求人に確認したとのことであった。

また、対象通知書は、条例施行規則(以下「規則」という。)にて様式として定められているとのことであった。

- 3 本件決定の妥当性について
- (1)対象通知書の様式について、規則を確認したところ、規則第6条に、「別記様 式第4号 個人情報一部開示決定通知書」として定められており、担当課名は市

長名の次行に記載する様式であることが確認できた。

したがって、対象通知書は規則に定められている様式により、担当課名が記載されていることから、担当課名の記載がない対象通知書は存在しないことが認められる。

- (2) よって、実施機関が行った本件決定は妥当である。
- 4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

# 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日		内容
令和5年	3月30日	実施機関の諮問書を受理
令和5年	7月10日	審査会開催(第1回)
令和5年	8月23日	審査会開催 (第2回)
令和5年	9月 6日	審査会開催 (第3回)

# (第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子